

「聖戦大碑撤去の会」通信

「大東亜聖戦大碑」の撤去を求め、戦争の美化を許さない会

〒920-0024 石川県金沢市西念3-3-5

フレンドパーク石川5階「石川県平和運動センター」内

TEL076-233-2170 FAX076-233-2244

<http://www.ishikawa-heiwa-center.gr.jp>

「第5回総会」ならびに「第2回連続学習討論集会」を開催！



金沢市の石川護国神社に「大東亜聖戦大碑」が建立されて5年、同時に『「大東亜聖戦大碑」の撤去を求め、戦争の美化を許さない会』が設立されてから丸4年が経過した5月22日、聖戦大碑撤去の会は金沢市の県教育会館で「第5回総会」ならびに「第2回連続学習討論集会」を開催した。

約20人が参加した「第5回総会」では、はじめに鶴園裕共同代表が「5年前にあの碑が出来た時は、悪いジョークだと思っていたが、9.11テロを契機としたテロ特措法の成立とイラク戦争の勃発、さらにイラク特措法や国民保護法、そして教育基本法・憲法改悪という一連の動きの中で、碑の存在が当たり前のものとして認知されつつある現状に強い危機感を覚える」と述べた上で「経済原理からしても、碑の存在は国益にとって決してプラス要素などない。アジアとの連帯をより一層強化し、撤去に向けた運動を粘り強く継続しよう」と挨拶。

続いて、田村光彩事務局長がこの1年間の活動報告をしたのち、飯森和彦弁護士が「改憲論と憲法9条の優位性」と題して問題提起し、参加者を交えて学習・討論した。

飯森弁護士の講演要旨は2P以降を参照。

第2回連続学習討論集会

「改憲論と憲法9条の優位性」

飯森 和彦氏(弁護士、9条の会事務局員)



1992年にPKO協力が成立し、日本の自衛隊が初めて海外に派兵されることになった時、これは大変なことになっているのではないかと危機感を持ち、憲法の勉強を再び始めた。その後、社会が良い方向に進めば勉強しなくて済んだのに、周辺事態法ができ、テロ特措法ができ、さらに憲法の条文をいじることが当たり前のような風潮になっている今日、より一層の勉強と行動が必要になっている。

改憲論の歴史

1991年の湾岸戦争の時に、金は出すが血を流さなかったことが批判され、日本も世界平和に軍事力で貢献しなければならないということでPKO協力ができた。その後、財界がPKO（停戦合意後の貢献）ではなくPKF（武力衝突時の軍事行動）が必要と言いはじめ、読売新聞がそれには改憲が必要と試算を出してきた。

2001年にはアーミテージ報告を受ける形で自民党が集団的自衛権の行使と緊密な日米関係の構築を提言し、実際にテロ特措法でインド洋に戦艦を送り、集団的自衛権の行使に踏み切った。その後、イラク特措法でイラクに自衛隊を派兵したように、それこそ個別法を作りさえすれば世界中のどこにでも行けるようになったわけです。

結局、まだ具体的な形で憲法の条文には手をつけていないけれど、その内容は実質的に大きく変わってきています。つまり、今、憲法改正が言われているが、もはや入口の段階ではなくてほとんど出口まで来ていると見なければなりません。唯一できていないのが、自衛隊が米軍と一緒に、あるいは単独で自由に世界に出かけて行って戦争をすることで、この点に関しては9条がまだ歯止めになっていますが、逆に言うとこれ以外のことは憲法をいじらなくても出来る体制がすでにできてしまっていると見なければなりません。

改憲論の内容

基本的に改憲論には二つの流れがあり、一つは憲法制定直後からの復古的な改憲論で、時代にそぐわなくなったり、押し付けではなくて自らの手で憲法を作ろうとかいうもので、極論になると核武装も徴兵制も当然というもの。それからもう一つは経済界からの要請で、いざという時に自衛隊を出動させて海外の日本資本を守ろうというもので、この二つを合わせたものが今の自民党の改憲論です。

ところで9条はそれほど時代遅れなものなのではないでしょうか。改憲論者はGHQが日本を実効支配するために9条を押し付けて日本を骨抜きにしたというが、決してそうではない。第1次世界大戦で大量の戦死者を出したことを受けて不戦条約が作られ侵略戦争を禁止したが、自衛戦争は認めたために日本などが自衛のための「聖戦」と称して侵略を開始した。その結果、またも大量の死者が出たので国連ができて、憲章で自衛戦争についても基本的に禁止し、これを受けて日本国憲法が生まれた。つまり、戦争が野放しであった時代から、ルールが作られる時代を経て、戦争そのものを禁止する時代へと、過去の反省を踏まえて人類は着実に進歩してきたわけで、こうした歴史の流れから見れば、まさに9条は人類の到達点であるといえます。

日本にとって9条がどのような意味を持つのかについて考えてみると、大日本帝国憲法が施行されていた期間が60年で、日清、日露、第1次、第2次大戦という具合に延々と戦争を続け、想像もできないくらいの尊い命が失われてきた。今の憲法ができて60年になり、同じ期間が経ったわけですが、この間に日本の軍隊は一人も死んでいないし、逆に一人も殺していない。9条が国民を守ったということであると同時に、他国を侵略していないという意味で世界の人々の役に立っているということになるわけで、世界中の人々から日本の9条が高い評価を受けている所以はまさにここにあると思います。

今こそ行動の時

ところで、国民世論はどうなっているのでしょうか。大新聞はダメですが、地方紙は元気です。イラク派兵についても地元の北国新聞と熊本の新聞の2紙を除けば、ほとんどの地方紙が派兵に否定的な記事を掲載しました。憲法改正についても、急ぐ必要はないという論調が多数を占めています。神奈川の新聞などは「私たちは憲法を生かす努力をしましょうか。問われているのは、憲法ではなくて政治ではないのか。世界が批判したイラク戦争を支持し、そのような逸脱を支持したまま海外での武力行使の道を開くことには恐ろしさを感じる」

とすら書いています。

そんな中で私たちはこれからどうすれば良いのか。まず「何を」の部分では、今ほど申し上げたような9条の優位性はもちろんですが、戦争というものを身近に実感してもらうような訴えが効果的だと思いますし、「どのように」の部分では、石川県の隅々で、それぞれの特技や能力・条件を活かし、苦しむのではなくて楽しみながら、そして人々の目に見える形で訴えていくことが大きな力になるものと私は確信しています。ともに頑張りましょう。

以下は、問題提起終了後に参加者との間で交わされた質疑応答・討論の主な内容です。

●憲法は政府に制約をかけて政府の横暴から国民を守るためにあるはずなのに、それが逆転してしまっている。今の政治家はフリーハンドで何でもやれるようになりたがっている。9条だけを訴えるのではなく、国民の自由が危ういという視点も強く訴える必要がある。

○確かに9条だけだと政治の話のみになってしまうので、いろいろな切り口から問題を捉え、その人に応じた訴え方をしていくことが効果的だと思う。

●靖国問題は過去の問題だけでなく、近い将来「あなたの子どもや孫が戦争に行かなければならなくなったらどうするのか？」と問わなければならない。9条も同じで、若者に対して「自分が戦争で死ぬかもしれないということが想定に入っているのか？」と、まさに身にふりかかる問題として問いかけるべき。

○例え9条があっても国民は戦争に巻き込まれることになる。そういう意味で当事者意識をどう持ってもらえるかが重要な鍵を握っているのではないか。

●聖戦大碑は天皇の戦争を肯定しており、明らかな9条違反の存在。同時に県が設置許可を出したことも、「9条の否定」を支持したという点で憲法違反であると考えている。今こそ県を相手として許可の取り消しを求める裁判闘争に立ち上がるべきではないか。

○県が土地の賃貸契約を解除して護国神社側に返還してしまった今、仮に裁判に訴えても門前払いになるだろう。県民として具体的な損害、例えば金銭的な損害をこうむったということを立証できれば話は別だが、その他の理由では残念ながら困難。

